

弁護士法人平山法律事務所報酬規定

※下記の金額に別途消費税を頂戴いたします。

平成26年4月1日～

1、法律相談料

法律相談 30分～40分	5,000円
40分～60分	5,000円～1万円
60分～	1万円～

2、民事訴訟(裁判)事件着手金・報酬金

経済的利益	標準着手金	標準報酬金
～ 300万円	(経済的利益) × 8%	(経済的利益) × 10%
300万円～1500万円	(経済的利益) × 4% + 12万円	(経済的利益) × 10%
1500万円～3000万円	(経済的利益) × 3% + 27万円	(経済的利益) × 8% + 30万円
3000万円～	(経済的利益) × 2% + 57万円	(経済的利益) × 6% + 90万円

*① 着手金の最低額は、10万円です。

*② ただし、事案の難易により、30%の範囲で増減できるものとします。

*③ 示談交渉事件または調停事件が先行する場合、追加着手金は上記基準の2分の1(ただし、上記①、②)

*④ 保全事件が先行する場合は、別途手続き費用として、金200,000円～400,000円を要します。

*⑤ 反訴、関連する別訴の提起があった場合、追加の着手金として、100,000円～を要します。

3、示談交渉事件

民事訴訟(裁判)事件の着手金・報酬金額を準用するが、各2/3に減額することができる。

4、労働審判事件の着手金・報酬金

着手金	20万円～30万円
報酬金	民事訴訟(裁判)事件の報酬金に準ずる。

5、相続事件の着手金・報酬金

着手金	30万円～60万円
報酬金	民事訴訟(裁判)事件の報酬金に準ずる。

6、調停(離婚事件を除く)

民事訴訟(裁判)事件の着手金・報酬金額を準用するが、各2/3に減額することができる。

7、離婚事件

受任の内容	着手金	報酬金
離婚交渉	20万円～30万円	20万円～30万円
離婚調停(離婚交渉を含む)	20万円～30万円	20万円～30万円
離婚訴訟	30万円～40万円	30万円～60万円

* ①調停から訴訟への移行の場合は10万円～20万円の範囲内の額が各追加着手金となる。

* ②経済的利益(慰謝料、財産分与、婚姻費用、養育費等の支払い)があった場合は、民事訴訟の報酬規定に

8、境界に関する事件

(1) 訴訟事件着手金及び報酬金とも、各30万円～60万円の範囲内の額

・なお、上記2.民事訴訟事件による着手金・報酬金が上記金額を上回る場合は、上記2.の規定による。

(2) 示談調停の場合は、各20万円～40万円の範囲内の額か上記2.による額の2/3に減額できる。

(3) 示談から調停、示談・調停から訴訟への移行の場合には、いずれも15万円～30万円の範囲内の額か上記(2)による額のうち大きい方の額の1/2が追加着手金となる。

9、手形・小切手訴訟

上記の民事訴訟事件の着手金・報酬金の各3分の2

10、倒産債務整理事件

個人の破産申立事件	手数料金25万円、実費3万円
個人の再生申立事件	着手金25万円、報酬10万円、実費4万円
個人の債務整理	着手金 1社当たり3万円、成功報酬 回収額の20%
会社の破産	手数料 50万円～ 会社の資産、負債の規模によります。実費は負債総額によります。
会社の再生	着手金100万円～、成功報酬100万円～。いずれも事案によります。

11、法律顧問

会社の顧問	月額3万円～5万円
個人の顧問	月額1万円

12、講演・研修等の講師

講師手数料	必要な準備時間によって、3万円～10万円
-------	----------------------

13、契約書の作成、見直し等

作成・見直しの手数料	要した時間に、30分1万円の単価を乗じた金額
------------	------------------------

14、遺言書の作成

自筆証書遺言	10万円
公正証書遺言	12万円

15、遺言者の執行

遺言者の執行	相続財産の2%
--------	---------

16、成年後見開始の申立て

申立手数料	12万円
-------	------

17、本人名での内容証明郵便の作成・送付

作成手数料	2万円
-------	-----

* 別に郵送実費が必要です。

18、刑事事件

(1)着手金

事案簡明事件	20万円～30万円
その他 事件	30万円以上

(2)報酬金

事案簡明事件	不起訴・猶予の場合 20万円～30万円
	略式・減刑 10万円～20万円
その他 事件	不起訴・略式・執行猶予の場合 30万円以上
	減刑 20万円以上
	無罪 50万円以上

19、少年事件

(1)着手金

身体拘束事件	20万円～
身体不拘束事件	10万円～
抗告・保護処分取消事件	10万円～

(2)報酬金

非行なしに基づく不開始・不処分	30万円～
身体拘束事件で非行事実認定の上、不開始・不処分・保護観察	20万円～
身体不拘束事件で非行事実認定の上、不開始・不処分・保護観察	10万円～

<経済的利益について>

* 算定可能な場合

- 1 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む)。
 - 2 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
 - 3 継続的給付債権は、債権総額の7/10。期間不定のものは7年分。
 - 4 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分。
 - 5 所有権の額は、対象物の時価相当額。
 - 6 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象物の時価額の1/2、又は権利の時価相当額のいずれか低い額とする。
 - 7 建物の所有権に関する事件は、建物の時価相当額に敷地の時価の1/3を加算。
建物についての占有権、賃借権、使用借権に関する事件は、6.の額に、敷地の時価の1/3を加算。
 - 8 地役権は、承役地の時価の1/2。
 - 9 担保権は、被担保債権額。但し、担保物の時価を限度とする。
 - 10 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、5・6・8・9のいずれか低い額とする。
 - 11 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。
但し、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
 - 12 共有物分割は、持分の時価の3分の1。但し、範囲又は持分に争いがある部分は、その財産の額。
 - 13 遺産分割事件は、相続分の時価相当額。
但し、財産の範囲及び相続分に争いのない部分は時価の1/3。
 - 14 遺留分減殺請求事件は、遺留分の時価相当額。
- * 算定不能の場合は800万円。但し、事件の難易, 軽重, 手数の繁簡, 依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減できる。(第15条)